

(平成24年度実施分)

高等専門学校評価基準及び 選択的評価事項の分析に当たっての 留意点等について(抄)

(自己評価担当者等に対する研修会)

独立行政法人大学評価・学位授与機構

機構が行う認証評価における質評価の枠組

- 設定されている目的の質評価(P) (基準1)
- 目的を達成する仕組みとしての教育活動等の質評価(D)
(基準2, 3, 4, 5, 7, 8, 10, 11)
- 目的(特に達成目標)の達成状況による質評価(C)
(基準6)
- 教育の質向上への取組の質評価(A) (基準9)

(青木恭介, 野澤庸則 「我が国における工学教育の質保証の現状と将来」 工学教育 第57巻 57-62 (2009))

(野澤庸則, 齊藤貴浩, 林 隆之, 渋谷 進 「高等専門学校機関別認証評価結果から見た高等専門学校の現状と認証評価の効果」 大学評価・学位研究 第11号 3-28 (2010))

設定されている目的の質評価

■ 基準 1 高等専門学校の目的

1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また，学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。

1-2 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

3

基準1の基本的な観点と主な留意点(1)

- 1-1-① 高等専門学校の目的が，それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ，その内容が，学校教育法第115条に規定された，高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また，学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

留意点 → 現在公表，周知している目的の名称に拘わらず使命，基本方針，達成目標の3要素が明文化されているか，また，達成目標としての「学生が卒業時・修了時に身に付ける学力，資質・能力」については，準学士課程，専攻科課程それぞれで明確に定められ，その達成状況の検証は可能であるか。学科及び専攻科ごとの目的が学則，学科規則，専攻科規則等の適切な形式により定められているか。学校教育法第115条に規定された目的と適合？

4

基準1の基本的な観点と主な留意点（2）

- 1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

留意点 → 周知には、周知を図る（知らしめる）取組と、周知されている（実際に知られている）状態を含む。
目的を達成するためには、全ての構成員が目的を理解し絶えず念頭に置いていることが必要。（それを示す適切なエビデンスは？）教員には非常勤講師を含む。公表のターゲットは、受験生を含む入り口側と卒業（修了）生が進む出口側の両方である。目的は学校教育法施行規則（第172条の2）での公表事項の一つ。 5

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

（平成22年6月16日）

- 第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点
 - （一）大学は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 （第172条の2第1項関係）
 - ① 大学の教育研究上の目的に関する事。
 - これは、大学設置基準第2条等に規定されているものであること。（高等専門学校設置基準では、第3条）
 - 平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知で示した事項に留意すること。
 - （各大学はそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（１）

■ 基準２ 教育組織（実施体制）

2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織）が，教育の目的に照らして適切なものであること。

2－2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

7

基準２の基本的な観点と主な留意点（１）

- 2－1－①（②） 学科の構成（専攻科の構成）が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
留意点 → 教育の目的（使命，基本方針）との適合性ととも、適切性の見直し等の検討状況を分析。
- 2－1－③ 全学的なセンター等を設置している場合には，それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
留意点 → 学校が掲げた教育の目的に適合しているか，センターの活動の成果がどのように学生の教育に還元されているかなどの視点で分析。実際の教育上の活動（利用）状況から分析。

8

基準2の基本的な観点と主な留意点（2）

- 2-2-① 教育活動を有効に展開するための**検討・運営体制**が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。
留意点 → 運営体制が規則等に則り整備されているか、また、重要事項を審議するなどの活動を行っているか。
- 2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する**教員間の連携**が、機能的に行われているか。
留意点 → 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が図られ、**科目間の連携**もうまくいっているか。
- 2-2-③ 教員の教育活動を円滑に実施するための**支援体制**が機能しているか。
留意点 → 学級担任や課外活動の指導**教員などが行う教育活動**を円滑に実施するための支援体制。学生への支援ではない。（それは、基準7で）。

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（2）

- 基準3 教員及び教育支援者等
 - 3-1 教育活動を展開するために**必要な教員が適切に配置**されていること。
 - 3-2 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、**教員の採用及び昇格等**に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
 - 3-3 教育活動を展開するために必要な**教育支援者等**が適切に配置されていること。

基準3の基本的な観点と主な留意点（1）

- 3-1-①（②，③） 教育の目的を達成するために必要な一般科目（各学科の専門科目，専攻科の授業科目）担当教員が適切に配置されているか。

留意点 → 教育の目的（使命，基本方針など）と対応させた教員の配置。また，設置基準との適合性のみならず，各教員の専門，資格等との適合性。

- 3-1-④ 学校の目的に応じて，教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

留意点 → 活性化への配慮に均衡ある年齢構成への配慮は必須，その他，教育歴や実務経験への配慮等。

11

12

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

（平成22年6月16日）

- 第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点

（一）大学は，次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第1項関係）

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
- ③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

その際，教員組織に関する情報については，組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし，効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

各教員の業績に関しては，研究業績にとどまらず，各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより，教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など，当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

基準3の基本的な観点と主な留意点（2）

- 3-2-① 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

留意点 → 全教員の教育活動に対する**学校長**あるいはその委任を受けた者による**定期的な評価**を行い、その結果を**教員配置の適切化等**に活用しているか。

- 3-2-② 教員の**採用や昇格等**に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

留意点 → 採用や昇格にあたって、特に**設置基準**に明記されている「**教育上の能力を有する**」ことを**基準や規定**に沿ってどのように行っているか。

13

高等専門学校設置基準 第11条

教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、**高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。**

- 一 博士の学位を有する者
- 二 専門職学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- 三 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴のある者
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

14

基準3の基本的な観点と主な留意点（3）

- 3-3-① 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員，技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

留意点 → 事務職員，技術職員，（助手を置いている場合には）助手等の教育支援者等の配置状況（組織，人数，支援内容など）について分析。

15

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（3） （学生の受入）

- 基準4 学生の受入
 - 4-1 教育の目的に沿って，求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ，公表，周知されていること。
 - 4-2 入学者の選抜が，入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され，機能していること。
 - 4-3 実入学者が，入学定員と比較して適正な数となっていること。

16

基準4の基本的な観点と主な留意点（1）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

留意点 → 入学者に求める能力、適性等と入学者選抜の基本方針を分析。これらは必ずしも「アドミッション・ポリシー」として一つのものに記載されていることを求めているのではない。たとえば、アドミッション・ポリシーと入学者募集要項、入学者選抜実施要領等で分析・評価することも可能。

基準4の基本的な観点と主な留意点（2）

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。
- 4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

留意点 → 選抜の実施方法とアドミッション・ポリシーとの関連。アドミッション・ポリシーに適合する学生であることをどのように検証しているか。検証の結果を改善に役立てているか。すなわち、学生の受入に関するPDCAサイクルが機能しているか。

基準4の基本的な観点と主な留意点（3）

- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、**入学定員と実入学者数との関係**の適正化が図られているか。

留意点 → 学科、専攻ごとに実入学者数と入学定員について過去5年間程度の根拠資料・データを示しつつ分析。

19

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（4-1） 準学士課程

- 基準5 教育内容及び方法
 - 5-1 教育課程が**教育の目的に照らして**体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 **豊かな人間性の涵養**に関する取組が適切に行われていること。
 - 5-4 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

20

基準5の基本的な観点と主な留意点（1）

- 5-1-① **教育の目的に照らして**，授業科目が学年ごとに適切に配置され，教育課程が体系的に編成されているか。また，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿って，教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

留意点 → ここでは，目的のうち，特に，**達成目標**である，**学生が卒業時に身に付ける学力，資質・能力のそれぞれの項目に照らして**（また，**各学科の専門にも照らして**），授業科目の配置を基に，教育課程が目標を達成できるように編成されているかを分析。全学科について，それぞれ分析。²¹

基準5の基本的な観点と主な留意点（2）

- 5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において，**学生の多様なニーズ，学術の発展の動向，社会からの要請等に配慮**しているか。

留意点 → 学校としての考え方を示した上で，教育課程の編成又は授業科目の内容への**具体的な配慮**を分析。**国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には，外国語の伝達と読解の基礎能力育成を分析対象に含めること。**

基準5の基本的な観点と主な留意点（3）

- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。
留意点 → 授業科目名、取組内容の具体例や実施状況を示しつつ分析。全学科の実態を明示。
- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。
留意点 → 学修単位を導入している場合には、その実質化のための対策を講じているかについても。²³

基準5の基本的な観点と主な留意点（4）

- 5-2-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。
留意点 → 授業科目名、取組内容の具体例や実施状況。創造性を育成するものであることを示しつつ分析。
- 5-3-① 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。
留意点 → 一般科目、専門科目で行われている環境教育、倫理教育等、また、特別活動やホームルーム等がどのような人間性を涵養しようとしているか。

基準5の基本的な観点と主な留意点（5）

- 5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

留意点 → 規定等に従った**適切な運用**。**厳格性や一貫性**を示す根拠資料（通常は訪問調査時の見学で、**試験問題の内容等**とも合わせ確認させて頂く）。
成績評価に関する学生からの意見の申立ての機会があるかどうかについて分析。
追試、再試の成績評価方法についても分析。

25

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（4-2） 専攻科課程

■ 基準5 教育内容及び方法

- 5-5 教育課程が**教育の目的に照らして**体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 **教養教育**や**研究指導**が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

26

基準5の基本的な観点と主な留意点（6） 専攻科課程

準学士課程と同様な基本的な観点については、専攻科課程についても、原則として準学士課程に準じて分析。

専攻科課程のみに設けられている基本的な観点の留意点：

- 5-5-① 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

留意点 → 連続性のみならず発展等も考慮しているか。

- 5-7-① 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

留意点 → 教育の目的を達成する上で、専攻科課程で修学するにふさわしい教養を授ける教育、研究指導の内容を具体的に分析。

27

目的の達成状況による質評価（1）

- 基準6 教育の成果

- 6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

28

基準6の基本的な観点と主な留意点（1）

- 6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

留意点 → 学校として達成状況を把握・評価するための方法を分析。どのような指標等で、どのように把握・評価するのかを明示。なお、5-1-①で教育課程が教育の達成目標を達成するように体系的に編成されているとして、単位修得状況、卒業（修了）認定状況から把握・評価している場合には、選択科目の取り扱いに留意。²⁹

基準6の基本的な観点と主な留意点（2）

- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → 学生が身に付ける学力や資質・能力について、その達成状況を把握・評価するに適切であるとした6-1-①記載の取組の結果に基づいて、教育の成果や効果が上がっているかを分析。目的により、外国語能力の育成に関する達成度の把握についても分析。（なお、単位修得状況で分析する場合には、選択科目の位置づけ（それらをどのように修得しなければならないとしているかが明確か）に留意。）

基準6の基本的な観点と主な留意点（3）

- 6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、**教育の成果や効果が上がっているか。**

留意点 → 教育の成果や効果が上がっているかどうかを、卒業（修了）後の進路状況から分析。単に就職率や進学率のみでなく、養成しようとする人材像や専門性が活かされる状況であるかなど、**教育の目的との適合性**に留意。

31

基準6の基本的な観点と主な留意点（4）

- 6-1-④ **学生が行う学習達成度評価**等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → ここで言う学習達成度評価は、各授業の授業目標の達成度の評価ではない。また、単位修得状況の確認による達成状況の確認でもない（それは、②で！）。教育の達成目標としての、**学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力**について、それを達成できたかについての学生による直接の評価である。到達目標を達成するためには、**学生自身に絶えず振り返りをさせることが大切。**

32

基準6の基本的な観点と主な留意点（5）

- 6-1-⑤ 卒業(修了)生や進路先等の関係者から、卒業(修了)生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業(修了)後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

留意点 → 学校の目的に沿った学力や資質・能力を、実際に身につけているかどうかの教育目標の達成状況や、卒業(修了)後の成果に関する意見の聴取結果からの分析であること。

33

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（5）

■ 基準7 学生支援等

7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の**学習支援体制**が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

7-2 学生の**生活や経済面並びに就職等**に関する**相談・助言、支援体制**が整備され、機能していること。

34

基準7の基本的な観点と主な留意点（1）

- 7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

留意点 → 全ての学科、専攻科の状況がわかるように分析。相談・助言体制の整備面についてはその内容を、機能面については学生の利用実績や満足度など。

35

基準7の基本的な観点と主な留意点（2）

- 7-1-② 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等の**キャンパス生活環境等**が整備され、効果的に利用されているか。

留意点 → 効果的な利用については、学生の利用実績や満足度等からの分析も可。

- 7-1-③ 学習支援に関する**学生のニーズ**が適切に**把握**されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

留意点 → 学生の意見を汲み上げる制度の内容、その実施状況、ニーズの把握状況等を具体的に分析。⁶

基準7の基本的な観点と主な留意点（3）

- 7-1-④ **特別な支援が必要と考えられる学生**への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。
留意点 → 有効な学習支援体制が整備され、必要に応じて学習支援が行われているか、その活動の実施状況や効果や貢献度などを分析。
- 7-1-⑤ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。
留意点 → 支援体制による**支援活動の実施状況**。部活動自体の実績を問うているものではない。

37

基準7の基本的な観点と主な留意点（4）

- 7-2-① 学生の**生活や経済面**に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。
留意点 → 機能面については、指導・相談・助言体制による活動の実施状況を分析。
- 7-2-② **特別な支援が必要と考えられる学生**への**生活支援等**を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。
留意点 → 有効な支援を行うことのできる状況にあり、必要に応じて行われているかを分析。

38

基準7の基本的な観点と主な留意点（5）

- 7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の**生活及び勉学の場**として有効に機能しているか。

留意点 → 生活及び勉学の場としての整備状況、管理・運営体制、その他様々な支援体制等を基に機能の状況を分析。

- 7-2-④ 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

留意点 → 機能面については、この体制による活動の実施状況や学生に対する貢献度等を分析。

39

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（6）

■ 基準8 施設・設備

8-1 学校において編成された**教育研究組織**及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な**安全管理**の下に有効に活用されていること。

8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

40

基準 8 の基本的な観点と主な留意点（1）

- 8-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

留意点 → 学校の目的や教育研究組織及び教育課程に対応して必要と考えられる、また高等専門学校設置基準において必須とされる校地・校舎や施設・設備について分析。教育研究に求められる安全管理，バリアフリー化や環境面への配慮を分析。

41

基準 8 の基本的な観点と主な留意点（2）

- 8-1-② 教育内容，方法や学生のニーズを満たす ICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されているか。

留意点 → 一般的に考えられる学生のニーズに対して問うている。活用面については，利用状況や稼働状況から分析。

- 8-2-① 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されており，有効に活用されているか。

留意点 → 教育課程，学科の種類，学年区分に応じて収集，整理され，利用されているかを分析。

42

教育活動の質向上評価（１）

■ 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

43

基準 9 の基本的な観点と主な留意点（１）

- 9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

留意点 → 教育活動の実態を示すデータや資料とは教育の状況について各種の評価を行うにあたり必要とされる教育活動に関する基礎的なデータや資料であり、これらは、教育活動の質を向上させ、また、改善するために必要であるとして学校として収集・蓄積していると考えられるものである。収集・蓄積するデータや資料の範囲、保存期間等は各高等専門学校ごとの方法等に依存。

44

基準9の基本的な観点と主な留意点（2）

- 9-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、**学校として策定した基準に基づいて**、適切に行われているか。

留意点 → ここで言う**自己点検・評価**は、学校教育法第109条第1項に規定されるものであり、それぞれの**学校として策定した基準や規定等に基づいて**行うべきものである。この観点では、特に教育活動に係わるものについて、点検のみならず、「**評価している**」ことを分析。

45

基準9の基本的な観点と主な留意点（3）

- 9-1-③ 各種の評価の結果を**教育の質の向上、改善**に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

留意点 → 整備状況については学内の委員会の役割・権限・相互関係等の面も含めて分析。機能面については評価結果を踏まえて**改善に結び付ける運用**がなされているかを分析。改善した実例を挙げての分析も可。

46

基準9の基本的な観点と主な留意点（4）

- 9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの**質の向上**を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の**継続的改善**を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

留意点 → **具体的な改善の実例**を示しつつ分析。また、それらを学校として把握している状況について分析。「改善を行う意向」ではなく、「実際に改善を行っている」ことを分析することが必要。

47

基準9の基本的な観点と主な留意点（5）

- 9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。
留意点 → 教員の研究活動（専門分野の研究及び教育方法等の研究）がどのように教育の質の改善に活かされているかを具体的実例を挙げて分析。
- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、**組織として教育の質の向上や授業の改善**に結び付いているか。

留意点 → 実施内容・方法及び実施状況、ならびに教育の質の向上や改善に結びついた状況について具体例を示しつつ分析。

48

基準9の基本的な観点と主な留意点（6）

- 9-2-② 教育支援者等に対して，研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。
留意点 → 実施方針・内容・方法及び実施状況（参加状況等）について具体例を示しつつ分析。

49

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（7）

■ 基準10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために，教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの**財務基盤**を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として，適切な**収支に係る計画等**が策定され，**履行**されていること。
- 10-3 学校の**財務に係る監査等**が適正に実施されていること。

50

基準10の基本的な観点と主な留意点（1）

- 10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
- 10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

留意点 → それぞれ、過去5年程度の貸借対照表等の財務諸表、過去5年程度の収入の状況、過去5年程度の外部資金獲得状況などから分析。

51

基準10の基本的な観点と主な留意点（2）

- 10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

留意点 → 収支に係る方針、計画などの策定状況、明示状況から分析。

- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

留意点 → 過去5年程度の損益計算書、消費収支計算書等を示して分析。

52

基準10の基本的な観点と主な留意点（3）

- 10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

留意点 → 教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対する**予算配分の状況と実績**（執行状況）を対比させて分析。校長裁量経費等の**重点配分経費**の配分基準等の策定状況についても分析。

53

基準10の基本的な観点と主な留意点（4）

- 10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

留意点 → 設置者の説明責任を果たすという観点から、**法令に則った**財務書類の公表状況について分析。

- 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

留意点 → **法令に則った**会計監査の実施状況について分析。

54

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（8-1）

■ 基準11 管理運営

11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

11-2 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。

55

目的を達成する仕組みとしての 教育活動等の質評価（8-2）

■ 基準11 管理運営

11-3 学校の目的を達成するために、外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。

11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

56

基準11の基本的な観点と主な留意点（1）

- 11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、**校長のリーダーシップ**の下で、**効果的な意思決定**が行える態勢となっているか。
留意点 → 学校の教育等の諸活動における意思決定プロセスにおいて、校長、各主事、委員会等の役割が明確にされ、体制間の連携、責任体制等の下で、校長が全体を把握し、リーダーシップをとれる体制となっているか。
- 11-1-② 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、**危機管理に係る体制**が整備されているか。
留意点 → 「効果的に活動しているか」については、支障なく機能的に活動しているかを分析。

57

基準11の基本的な観点と主な留意点（2）

- 11-2-① **自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて**高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。
留意点 → 学校教育法第109条第1項に規定された教育研究活動等の総合的な状況に対する自己点検・評価が行われ公表されているかを、ここでは特に管理面について分析。
- 11-2-② 自己点検評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。
留意点 → 外部有識者等による検証の方法および実施状況を分析。

58

基準11の基本的な観点と主な留意点（3）

- 11-2-③ 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

留意点 → 自己点検・評価の結果が、対象組織や個人にフィードバックされているかとともに、評価結果を管理運営上の改善に結び付けられるようなシステムが整備されているか分析し、**実際に管理運営上の改善に結び付いた取組**を具体的に示しつつ分析。

59

基準11の基本的な観点と主な留意点（4）

- 11-3-① 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

留意点 → 管理運営面に関する意思決定プロセスにおいて、必要に応じて外部有識者等の意見や第三者評価結果が有効に反映されるシステムを有しているか分析。それらの意見が反映された実例を挙げて分析。

- 11-3-② 学校の目的を達成するために、**外部の教育資源を積極的に活用しているか。**

留意点 → 地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又退職技術者を含む企業人等の教育研究資源等の活用。「社会と共に次世代の技術者を育成する」**協働教育の理念を実践する活動例。**

60

基準11の基本的な観点と主な留意点（5）

- 11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

留意点 → 学校教育法第113条，同第115条第2項に定められている「教育の成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与する」ために，公的な教育機関として情報公表が望まれる項目（具体的には、**学校教育法施行規則第172条の2に規定されている項目**）についての情報の公表の状況について分析。

61

62

学校教育法施行規則の一部改正

（平成22年6月15日公布）

第172条の2

大学は，次に掲げる教育研究活動等の状況について情報を公表するものとする。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
 - ② 教育研究上の基本組織に関すること
 - ③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
 - ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ⑦ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は，前項に掲げる事項のほか，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は，適切な体制を整えた上で，刊行物への掲載，インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

大学に関する規定を高等専門学校に準用（第179条）

選択的評価事項に係る自己評価

63

選択的評価

- 事項A 研究活動の状況

A-1 高等専門学校の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。

64

選択的評価

事項A 研究活動の状況

- 基本的な観点

A-1-① 高等専門学校の研究の目的に照らして，研究体制及び支援体制が適切に整備され，機能しているか。

A-1-② 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。

A-1-③ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し，改善を図っていくための体制が整備され，機能しているか。

65

選択的評価

- 事項B

正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B-1 高等専門学校の目的に照らして，正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ，成果を上げていること。

66

選択的評価

事項B

正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

- 基本的な観点

B-1-① 高等専門学校のエデュケーションサービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対するエデュケーションサービスが計画的に実施されているか。

B-1-② サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。

67

選択的評価事項の留意点（1）

- 選択的評価事項A 研究活動の状況
研究活動の目的に照らして評価する。
個々の研究者の持つ研究目的ではない。
機関として研究活動を位置づける目的。
原則、個々の研究の水準評価ではない。
- 選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対するエデュケーションサービスの状況
正規の課程に在籍する学生以外の者に対するエデュケーション活動及び学習機会の提供。
この事項の目的に照らしての評価。

68

◇選択的評価事項に係る留意点（2）

目的の達成状況等を評価することから、**目的の内容・計画をより具体的かつ明確に示す**ことが必要であり、また、目的として列挙された**全ての計画ごとに自己評価**することが必要。

機構は**全ての計画ごとに、計画（目的）の達成度を評価**することに留意すること。

選択的評価事項A，Bそれぞれ，P,D,C,Aが機能していることがわかるように分析し，記述すること。

69

留意点総括

- ・ 自己評価は教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的取り組みの一環
- ・ 根拠資料・データに基づく，客観的な分析
→評価担当者に対するわかりやすさ
- ・ 「対象高等専門学校の現況及び特徴」，「目的」，「自己評価の概要」は，原文のまま評価報告書に掲載，公表
- ・ 評価結果とともに，対象校から提出された自己評価書についても機構のウェブサイトへリンク
→社会に対するわかりやすさ

70